

東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染症の影響を乗り越え、国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資等、前向きな投資を行う中小企業、個人事業主等の支援を目的として、予算の範囲内において東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有し、国の生産性革命推進事業のうち、第3条各号に規定する補助対象事業の補助金額の確定を受けた者であって、市税の滞納がない者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 令和元年度補正予算ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型）に規定する事業
- (2) 令和2年度補正予算ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型（特別枠及び低感染リスク型ビジネス枠を含む。））に規定する事業
- (3) 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金（一般型）に規定する事業
- (4) 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型及び低感染リスク型ビジネス枠）に規定する事業
- (5) 令和元年度補正予算サービス等生産性向上IT導入支援事業（通常枠A・B類型）に規定する事業
- (6) 令和2年度補正予算サービス等生産性向上IT導入支援事業（特別枠C・D類型）に規定する事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、前条に規定する補助対象事業について、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けている場合は、それらを差し引いた額を基礎として算出する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の交付額の確定通知書の写し
- (2) 補助対象事業の実績報告書類の写し（総事業費・補助対象経費等を含むもの）
- (3) 住民票記載事項証明書（申請者が個人の場合に限る。）
- (4) 法人登記簿謄本（申請者が法人の場合に限る。）
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (6) 市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付しない旨を決定したときは東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、それぞれその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 補助金の交付に係る実績報告については、第5条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、第6条の額の交付決定通知書を受理したのち、東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、第3条に規定する国の生産性革命推進事業の

補助金の額の確定を受けた事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助金の額
<p>第3条第1号及び第2号に規定する事業 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</p>	<p>(1) 補助対象事業の補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等」という。）を除く。）から補助対象事業において、国等から交付を受ける補助金額（以下「補助決定額」という。）を差し引いた金額に2分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。ただし、国の補助金額を上限とする。</p> <p>(2) 事業再開枠 当該補助対象経費（消費税等を除く。）から、国等の補助決定額を差し引いた金額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。ただし、20万円を上限とする。</p>
<p>第3条第3号及び第4号に規定する事業 小規模事業者持続化補助金</p>	<p>(1) 補助対象事業の補助対象経費（消費税等を除く。）から、補助対象事業において、補助決定額を差し引いた金額に2分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。ただし、国の補助金額を上限とする。</p> <p>(2) 事業再開枠 当該補助対象経費（消費税等を除く。）から、国等の補助決定額を差し引いた金額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。ただし、20万円を上限とする。</p>
<p>第3条第5号及び第6号に規定する事業 サービス等生産性向上IT導入支援事業</p>	<p>補助対象事業の補助対象経費（消費税等を除く。）から、補助対象事業において、補助決定額を差し引いた金額に2分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。ただし、国の補助金額を上限とする。</p>

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付申請書

東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金の交付を受けたいので、東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請金額 金 _____ 円 (E + J)

※千円未満は切捨て

2 生産性革命推進事業の認定

ものづくり・商業・サービス補助金（第3条第1号 第3条第2号）

小規模持続化補助金（第3条第3号 第3条第4号）

サービス等生産性向上IT導入支援事業（第3条第5号 第3条第6号）

※ 該当する事業にをしてください。

算定根拠

	経費区分	金 額
A	国が認定した補助事業の全経費（※消費税等を除く。）	円
B	上記Aの内、国の補助金充当（確定）額	円
C	広島県その他補助決定額	円
D	補助事業者自己負担額（A - B - C）	円
E	市補助額（D × 1 / 2）又は国の限度額のいずれか低い額	円

【事業再開枠を利用し、国の補助決定額が50万円を超える場合】

算出根拠

	経費区分	金 額
F	国が認定した補助事業の全経費（※消費税等を除く。）	円
G	国の補助決定額（定額）	500,000円
H	広島県その他補助決定額	円
I	補助事業者自己負担額（F - G - H）	円
J	市の補助額（I × 10 / 10）又は市の限度額（20万円）のいずれか低い額	円

3 添付書類

- (1) 補助対象事業の交付額の確定通知書の写し
- (2) 補助対象事業の実績報告書類の写し（総事業費・補助対象経費等を含むもの）
- (3) 住民票記載事項証明書（申請者が個人の場合に限る。）
- (4) 法人登記簿謄本（申請者が法人の場合に限る。）
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 市税の納付状況の確認に対する同意（該当項目に「レ」を記入すること。）

私の市税の納付状況を確認することについて、

同意する。 同意しない。

- ※ 同意がない場合は市税の滞納がないことを証する書類の添付が必要です。
- ※ 市内に事業所を有する個人事業主であって、市外に住民登録を有している場合は、住民登録を有している市区町村税の滞納がないことを証する書類の添付が必要です。

誓約書兼同意書

東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項（暴力団等を排除する措置について）

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 同意事項

東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付要綱第4条に規定する要件を確認するために、東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金と同等の補助金、助成金その他の給付等を行う国、地方公共団体その他の団体と東広島市が情報を共有することについて、同意します。

年 月 日

東 広 島 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

別記様式第3号（第6条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、本事業以外の経費に使用することができない。
- (2) 市長が、この事業の内容、収支の状況等を調査するために帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。

別記様式第4号（第6条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付しない理由

令和 年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金請求書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で交付の決定を受けた東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金について、東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
2 振込先

金融機関名 店 舗 名	銀行・金庫 農協・組合				支店・本店 支所・出張所			
預金種別 口座番号	普通・当座						※ 右詰めで記入	
フリガナ								
口座名義人								